

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

80

提案区分

A 権限移譲

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

国立公園の管理のうち、行為許可等権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、広域連合への移譲を求める(山陰海岸国立公園)。

具体的な支障事例

法定受託し府県を經由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。
昨年示された、第32次地方制度調査会答申では、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、関西圏の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれているように、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。現代は自然の保護と活用の両立に対する需要が高まっており、国立公園の区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、迅速かつ効率的・効果的な対応が必要とされているところ、現状では圏域に応じて速やかなマネジメントができないと言わざるを得ない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

総合行政を担う地方公共団体が処理することにより、地方環境事務所長が担うよりも効率的に処理できるばかりか、保護と利用の適切な推進に資する。この点について、設立から10年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。
なお、許認可事務の執行については、地方公共団体が実施している他の許認可と同様、環境省における許可に関する審査基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、適切に運用することは当然可能であり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を侵すものではない。
また、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。

根拠法令等

自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

81

提案区分

A 権限移譲

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国定公園に関する公園計画の決定等権限について、広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

国定公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にある。しかし、現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。このため、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮しにくく、また、過去にも軽微な計画変更により約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。なお、当広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することに変更はなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国定公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国定公園については、広域連合に権限を移譲することにより、構成府県の迅速かつ効率的な調整のもと、国定公園の適切な保護と利用促進、きめ細やかで、より高い水準の維持が可能となる。昨年示された、第32次地方制度調査会答申でも、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、関西圏の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれていることから、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている当広域連合であれば円滑かつ効率的な処理が可能であるほか、公園計画の決定者と公園の管理者を統一することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。

根拠法令等

自然公園法第7条第2項、第8条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

93

提案区分

A 権限移譲

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

浄化槽法に定める清掃及び定期検査の実施回数を緩和する権限の付与

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

浄化槽法第10条に定める清掃及び同法第11条に定める定期検査の実施回数について、一定の条件(〈例〉独居高齢者宅など浄化槽の容量に対しトイレの使用頻度が極端に少ない場合)において、都道府県知事の裁量により適正な回数を定めることができるようにする。

具体的な支障事例

浄化槽管理者に対し法で定める保守点検、清掃、法定検査について一律に実施するよう働きかける事務が膨大である。(特に独居高齢者は理解を求めるのが困難である。)

清掃については、浄化槽法で年1回以上(一部6か月に1回以上)と定められているが、浄化槽の容量に対しトイレの使用頻度が極端に少ない場合は、法律に定める清掃回数を実施すると、却って、浄化槽の適正処理に支障をきたすケースもある。

清掃料金や法定検査の手数料は、年金生活者等にとって負担が大きい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度説明の事務負担が軽減する。

清掃及び法定検査を適正に実施していない管理者への通知回数の減少が見込まれる。

浄化槽の清掃回数を適正化することにより、浄化槽の適正な維持管理ができる。

清掃及び法定検査の回数を適正化することにより、年金生活者等に過剰な経済的負担をかけなくて済む。

根拠法令等

浄化槽法第10条及び同法第11条、環境省関係浄化槽法施行規則第7条及び第9条、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第1条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、豊橋市、山口県、大牟田市、長崎県、佐世保市、大分県

○浄化槽管理者に対し、法に定める浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査について指導・啓発を実施しているところであるが、浄化槽の利用人数の減少等に伴う清掃等の期間延長等の意見・要望への対応に苦慮している。これらの管理者の一部は金銭面での理由により契約を解除しているケースもあるため、本来の浄化槽の適正な維持管理を継続していくためには、使用状況等に応じた清掃期間の設定等の柔軟な運用が必要であると考える。

○浄化槽法に規定されているため、浄化槽管理者(市民)は、たとえ汚泥が溜まっていなくても、年1回の清掃を実施されているが、費用が高額であり、大きな負担となっている現状がある。年1回の清掃の実施を原則としながらも、管理者が保守点検を法の規定通り実施され、年1回の清掃が不要である状態の浄化槽については、清掃の実施回数の緩和措置を設けることにより、市民の負担軽減につながる。

○当県においても、清掃回数が年1回以上を不服として、法定検査を拒否しているケースがある。

○浄化槽の清掃は、浄化槽法第10条第1項及び環境省関係浄化槽法施行規則第7条に年1回(全ぱっ気方式は6か月ごとに1回)と規定されている。このため、当市においても、単身世帯など汚水量及び汚泥が少なく、衛生状態に支障がない場合でも清掃を指導しなければいけない実態がある。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

—

求める措置の具体的内容

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止

具体的な支障事例

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体を実施する内容は地方に任せるべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。

また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

-